

第7章 主要関連法規

1. 会社など設立・運営に関する法律⁸

(1) 会社法

会社の設立、運営、組織変更、閉鎖などについて定める法令である。1956年に制定された旧会社法が、2013年に約60年ぶりに改正された。その後、複数回にわたり改正がなされている。現在の会社法では、居住取締役、独立取締役、女性取締役に関する規定の追加、重要な管理職の導入、一人会社の導入、CSR（企業の社会的責任）義務化、監査人のローテーション、簡易な合併手続などが導入された。2021年3月の改正では、企業活動におけるCSR活動の透明性と実効性の向上を目指し、CSR対象外活動の明確化が行われた。また、2020年から2021年にかけて複数回出された通達では、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、取締役会や年次総会などのビデオ会議開催の容認や各種申告フォームの提出期限延長などの一時的な措置がなされた。2023年10月の改正では、非公開会社に対する株券の電子化が義務付けられ、旧会社法下で発行された新株予約権も電子化の対象となった（その後、2025年6月まで電子化義務は延期された）。また、指定人（Designated Person）制度が導入され、株主などの情報提供に関するコンプライアンスを担当する役職が新設された。さらに、2025年5月末の改正では、CSRやセクシャルハラスメント、母体福祉給付に関する情報開示が義務化されるとともに、電子提出制度の導入により、財務諸表や取締役会報告書などの提出は電子フォームで行うことが規定された。

(2) 有限責任事業組合契約に関する法律

2011年に外国企業が有限責任事業組合（LLP）でインドに進出することが条件付きで認められた。LLP形式での進出には、配当支払税（DDT）が課されないという税制上のメリットがあったが、2020年4月以降 DDTが廃止され、配当は株主レベルで課税される形式に移行したため、この点での LLP の優位性は現在なくなっている。

(3) 外為管理法

1999年に制定された、外国投資を含む外国為替取引の規制について定める法令である。インド準備銀行は、本法律に基づいて為替管理を実施している。2024年には、関連する非債務証券規則（NDI規則）が改正され、居住者と非居住者の株式スワップ取引の容認、外国投資の定義の明確化、投資制限の緩和などが行われた。

⁸ 詳細については第11章を参照。

2. 労務に関する法律⁹

(1) 店舗施設法

店舗または施設に従事する労働者に関する労働条件などを定めた法律である。州法であるため、その規定内容は州により異なる。

(2) 産業紛争法

1948 年に制定された、「ワークマン」（「第 19 章 労働事情」参照）の労働条件、紛争解決について規定する法令である。2019 年から 2021 年にかけての労働法制改正によって、2020 年労使関係法に統合された。

(3) 工場法

1948 年に制定された、工場における労働者の労働条件、安全衛生管理などについて規定する法律である。労働法制改正により、2020 年労働安全衛生法に統合された。

(4) 賃金法

一定の基準の労働者に関する最低賃金、賃金の支払方法などについて定める法令である。なお、現行の賃金支払法、最低賃金法、賞与支払法、平等給与法が 2019 年賃金法（未施行）に統合され、賃金に関する定義の統一や賃金体系の見直しなどが行われた。

3. 税制に関する法律¹⁰

(1) 所得税法

1961 年に制定された、法人及び個人の所得税に関する法律である。

(2) 物品サービス税法

インド国内の物品やサービスの提供に対して課される税を規定する法律である。税率は、物品またはサービス類型に応じて異なる。

(3) 関税法・関税率法

1975 年に制定された関税法は、改正を経て、基本関税、社会福祉課徴金、統合物品サービス税、GST 補償税、追加（相殺）関税、特別追加関税について規定するものである。関税の分類は、1988

⁹ 詳細については第 19 章を参照。

¹⁰ 税制の詳細については、第 12 章を参照。

年より HS 分類に準拠している。

4. 知財・情報に関する法律

(1) 情報技術法

2000 年に制定された電子商取引を規制するための法律で、デジタル署名の認証や認証機関の規制を規定するものである。2006 年には、データ保護及びプライバシー保護の観点から、個人情報を扱う機関に対し、セキュリティ対策を義務づける規定を盛り込んだ改定がなされた。2023 年には、個人データ保護を強化するため、情報技術法とは別にデジタル個人データ保護法 (DPDP 法) が制定され、個人データ収集の際の同意取得や目的の限定、越境移転に関する規定が明確になった。ただし、同法律は 2025 年 8 月現在、施行には至っていない。

(2) 特許法・商標法・意匠法

知的財産権の保護に関する法律である。特許法は 1970 年の制定以降、2005 年に TRIPS 協定上の義務を履行するため大幅に改正された。特許保護の対象は、「進歩性を含み、産業上利用可能な新しい製品またはプロセス」と定められている。商標法は 1999 年、意匠法は 2000 年に制定され、保護対象は物品に応用された形状、配置、模様、装飾、または線や色彩の組み合わせである。

各法とも商工省産業政策・産業振興局のインド特許意匠商標総局特許庁が所轄官庁である（詳細は「第 14 章 知的財産権」参照）。

5. コンプライアンスに関する法律

(1) 競争法

2002 年に成立し、2009 年に施行された競争法では、反競争的協定の禁止、支配的地位の濫用の禁止、企業結合規制及び違反時の執行手続などが規定されている。また、リニエンシー（事前申告による課徴金減免）制度も導入されている。

(2) 汚職防止法

贈収賄に関する禁止行為を規定する法律である。2018 年に、贈賄行為も正面から犯罪行為として規定する改正法が成立、施行された。

6. 紛争解決に関する法律

(1) 民事訴訟法

インドの民事訴訟手続について定める法律である。

(2) 商事裁判所法

2015年に制定された、高等裁判所などにおける商事裁判所または商事部設置及びその手続きに関する法律である。訴額が一定金額を超える商事裁判については、商事裁判所または商事裁判部における迅速な審理が受けられることが規定された。2018年には、調停前置制度の導入を含む改正がなされた。

(3) 仲裁調停法

1996年に制定された仲裁調停法が2015年に改正され、仲裁人の公平性の確保、仲裁手続の迅速化などに関する規定が置かれた。

(4) 破産倒産法

2016年に、インドで初めてとなる包括的な破産倒産法が施行された。同法は会社の任意清算についても規定している。

ひとくちメモ 4：破産倒産法を活用した地場企業の買収

2016年末に導入された破産倒産法（IBC: Insolvency and Bankruptcy Code）によって、取引先に対する債権額が10万ルピー以上ある企業は、この問題企業の倒産申し立てをすることができるようになった。この法律によって、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルは共同でインドの鉄鋼メーカー、エッサー・スチールの再建計画を進めることができた。2016年末に導入された破産倒産法（IBC: Insolvency and Bankruptcy Code）によって、取引先に対する債権額が10万ルピー以上ある企業は、この問題企業の倒産申し立てをすることができるようになった。この法律によって、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルは共同でインドの鉄鋼メーカー、エッサー・スチールの再建計画を進めることができた。

エッサー・スチールは、5,000億ルピー以上の負債が不良債権化していた。2017年に破産倒産法の適用を受けて再建手続が始まり、日本製鉄と欧州アルセロール・ミタルによる再建計画は2018年10月に金融機関を中心とする債権者委員会の承認を取得し、2019年3月には会社法審判所（National Company Law Tribunal: NCLT）の承認を得た。しかしながら、事業債権者が異議を申し立てていた。それが、2019年11月にインドの最高裁判所から共同買収の最終決定が下り、同年12月にエッサー・スチールの共同買収が完了した。

アルセロール・ミタル会長兼CEOは、今回の共同買収におけるコメントの中で、破産倒産法に関して、「今回の取引はまた、インドが破産倒産法から受ける恩恵、すなわち破産倒産法がインド経済全体に広くプラスの影響を及ぼす、真に前向きな改革であることも表しています」と言及している。また、これまで複数の法令が絡む企業の倒産・清算手続を一体的に扱えるようにした点について、モディ政権は高く評価されている。

2020年にインド政府は、破産倒産法に基づく申し出ができる債権の基準を10万ルピーから1,000万ルピーに引き上げた。背景として、コロナ禍による不況から企業を守りたいという政府の意向があり、この法改正でかなりの数の企業が守られた（破産手続が行われなかった）と言われる一方、基準額引き上げにより債権者側としては制度の使い勝手がやや悪くなかった。

なお、2025年8月に破産倒産法の改正法案が国会に提出され、2016年の施行以来の大規模な改正となることが予測されている。主な改正点としては、グループ倒産処理の導入やクロスボーダー倒産対応の枠組み導入、新制度 CIIRP 創設（Creditor-Initiated Insolvency Resolution Process）による倒産処理の迅速化、プレパック型倒産手続の対象企業の拡大などがある。2025年3月時点での会社法審判所の未処理案件数は14,961件と、ピーク時（2019～2020年）の21,532件よりはいくらか減少したが、

依然として解決までには約 716 日（2023～2024 年度の平均）かかるようである。本改正により、倒産・再建プロセスの迅速化が進むことが期待される。

なお、インドには、倒産処理とは別に、DRT（債権回収審判所）という不良債権処理と債権回収を担う機関があり、100 万ルピー以上の債権を簡易・迅速に処理し、財産を差し押さえることができる。ただし、2025 年現在でも全国で 10 万件以上の案件が滞留し、処理率は年間 10%未満と低迷している。政府は、DRT 規則の改正や電子申請の義務化などの改革を進めているが、依然として人員不足などにより処理が追いつかない側面もあるようである。

7. BIS 規制

(1) 背景と概要

BIS 規制は、インド国内の規格を統括するインド規制局（Bureau of Indian Standards）により 2016 年に導入された、インド国内で製造販売、またはインドに輸入される製品に対し、一定の品質・安全基準を満たすことを義務付ける制度である。当初は鉄鋼製品や電子製品が規制の主な対象品目であったが、その後対象品目の拡大が進み、現在では自動車部品、化学製品など幅広い製品が対象となっている。

認証には「強制認証」と「任意認証」の二種類が存在する。「強制認証」については、インド政府による品質管理命令（Quality Control Orders : QCO）により対象製品の範囲とその取得期限が規定されており、インド国内での製造・販売、あるいは海外からのインドへの輸入に際し、当該製品が BIS 認証を取得していることが義務付けられる。他方、「任意認証」については、QCO の対象外となる製品に対して製品の製造者が自発的に取得するものであり、認証を取得することで、製品の品質や安全性をアピールでき、インド市場での信頼性向上や販路拡大につながることが期待される。

(2) 強制認証の対象品目と近年の動向

強制認証対象となる製品群は、自動車部品や電気製品、化学品など多岐にわたる。具体的な品目は、BIS のウェブサイトの Products under Compulsory Certification というページで確認可能であるが、2025 年 6 月時点で 679 品目が強制認証対象となっている。

BIS 認証を取得するための評価方法やルール体系を定めたものは Scheme と呼ばれ、例えば一般消費財や産業製品は Scheme I (ISI Mark Scheme)、電子・IT 製品や太陽光関連製品は Scheme II (CRS: Compulsory Registration Scheme) というようなカテゴリーが設けられている。認証対象品目のうち、600 余りは Scheme I に該当する製品である。2025 年には、新たに低電圧機器や産業機械、制御機器などの機械類に焦点を当てた Scheme X の詳細要件が発表され、2025 年 8 月末からの義務化を予定していたが、準備不足などを考慮し、義務化開始が 2026 年 9 月に延期された。認証にリスクアセスメントや設計審査を要求する点で、他の Scheme よりも厳格な認証基準となっている。

(3) 認証取得の手続き

認証取得にあたっては、半年から、場合によっては 1 年以上かかる場合もあり、想定よりも製

品の市場投入が遅れる要因となるため注意が必要である。まずは、自社製品が強制認証の対象に該当するかを判断した上で、該当する場合は、製造業者自身で BIS のオンラインポータルで申請し（輸入業者などによる代行申請は不可）、当局とのコミュニケーションを担うインド現地の代理人を任命する必要がある。BIS 担当者による書類審査と、必要に応じた工場監査（製造拠点がインド国外の場合も現地監査を行う）、そして指定試験場での製品サンプルの試験を経て、基準を満たしていれば認証書が発行される。

（4）日系企業が直面する課題と対応策

自社で扱う製品が BIS 規制対象となった場合、当該製品の国内販売や輸入は認証取得まで行うことができないため、それまでの間は BIS 認証済みの代替品や国内調達に切り替える必要がある。ただし、場合によっては最終製品と原料の両方に対して認証が必要になる場合もあり、この場合は認証取得までのリードタイムが長期化するため注意が必要である。

さらに、BIS の基準は製品の細かい特性を十分考慮していない場合があり、製品や素材によっては基準を満たすことが実質的に困難な場合もある。その際には、認証なしで輸入、販売できるよう例外申請を行う、あるいは業界団体や JETRO、大使館などを通じたロビー活動を行う場合もあるようである。

なお、2025 年 6 月の現地調査では、BIS の規制や日々のアップデートに自社で対応することは困難なため、専門のコンサルタントを雇用して調査、対応を進めている日系企業も見られた。